〇東京海洋大学学生証取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、東京海洋大学(以下「本学」という。)学生証(当該学生証に付加する各種機能を含む。以下「学生証カード」という。)の取扱いについて、必要な事項を定める。

(携帯義務)

第2 学生証カードは、本学の学生(学部、大学院、専攻科、乗船実習科、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び研究生)であることを証明するものであり、学生は、常にこれを携帯しなければならない。

(注意義務)

第3 学生証カードは、本学が当該学生に貸与するものであり、学生は、卒業・修了その他の事由により本学学生でなくなるまでの間、その保管及び取扱いに注意を払わなければならない。

(学生証カードの呈示等)

- 第4 学生証カードは、次の各号に掲げるとおり、本学教職員等の請求があったときには、いつでもこれを呈示しなければならない。
 - 一 定期試験を受ける時
 - 二 情報処理センター、図書館等の施設使用時
 - 三 備品を借りる時
 - 四 各種証明書及び学生旅客運賃割引証の交付を受ける時
 - 五 その他呈示を求められた時

(貸与・譲渡等の禁止)

第5 学生証カードは、本学学生としての身分を証明する重要なものであり、他人に貸与、又は譲渡することは禁止する。なお、学生証カードを他人に貸与、又は譲渡することにより生じた問題への責任は、当該学生が負うものとする。

(交付)

第6 学生証カードは、入学許可の際、又は本学が定める日に交付する。

(再交付)

第7 学生は、学生証カードを紛失・破損した場合又は留年等により有効期限が経過した場合には、直ちに学務部 教務課(品川キャンパス)又は越中島地区事務室教務係(越中島キャンパス)まで届け出るとともに再交付の手続 きをしなければならない。

(再交付に要する費用)

第8 紛失・破損等学生の過失により学生証カードの再交付を受ける場合の費用は、当該学生の負担とする。 (**返却**)

第9 学生は、卒業・修了その他の事由により学籍を失った時、若しくは、再交付後に紛失した学生証カードが見つかった場合は直ちに本学に返納しなければならない。

附 則

この要項は、平成18年9月1日から施行する。